

環境保護部
国家発展・改革委員会
工業・情報化部
財政部
住宅・都市農村建設部
国家エネルギー局

通達

環発[2013]104号

「北京・天津・河北および周辺地区大気汚染防止行動計画実行の実 施細則」の配布に関する通知

北京市、天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区、山東省人民政府宛

「大気汚染防止行動計画の配布に関する国務院通知」（国発〔2013〕37号）を徹底実行し、北京・天津・河北および周辺地区の大気汚染防止作業を強化し、着実に環境大気質を改善するために、国務院の要求に従い、ここに「北京・天津・河北および周辺地区大気汚染防止行動計画実行の実施細則」を配布するので、真剣に執行されたい。

別添：北京・天津・河北および周辺地区大気汚染防止行動計画実行の実施細則

環境保護部 発展・改革委員会
工業・情報化部 財政部
住宅・都市農村建設部 エネルギー局
2013年9月17日

cc：国務院弁公庁。

別添

北京・天津・河北および周辺地区大気汚染防止行動計画実行の実施細則

北京・天津・河北および周辺地区（北京市、天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区、山東省）は我が国で大気汚染の最も深刻な区域である。北京・天津・河北および周辺地区の大気汚染総合対策を加速するために、「大気汚染防止行動計画」に従い、本実施細則を制定する。

一、主要目標

五年間の努力によって、北京・天津・河北および周辺地区の大気質を顕著に改善し、重汚染天気を大幅に減らす。さらに五年もしくはより長い時間をかけて段階的に重汚染天気をなくし、大気質を全面的に改善するよう努力する。

具体的目標：2017年までに、北京市、天津市、河北省の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度を2012年基準で25%前後減らし、山西省、山東省で20%減らし、内モンゴル自治区で10%減らす。その内、北京市の微小粒子状物質の年間平均濃度を60 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 前後に制御する。

二、重点任务

（一）総合対策を実施し、汚染物質シナジー排出削減を強化する

1、石炭小型ボイラーを全て廃棄する。熱とガスの配管網建設を加速し、集中暖房とクリーンエネルギー代替を通じて、暖房用と工業用の石炭燃焼小型ボイラーの廃棄を加速する。

2015年末に北京・天津・河北および周辺地区の地区級以上の都市の市街地で、必要な留保を除いて、蒸気換算毎時10トン未満の石炭ボイラー、飲用水ボイラーをすべて廃棄する。北京市市街地で全ての石炭ボイラーを使用停止し、クリーンエネルギーで代替する。

2017年末に北京市、天津市、河北省の地区級以上の都市の市街地で蒸気換算毎時35トン以下の石炭ボイラーをほぼ廃棄し、都市と農村の境界域と郊外区県の都市域で蒸気換算毎時10トン以下の石炭ボイラーをほぼ廃棄する。

2017年末に北京市、天津市、河北省、山西省、山東省の全ての工業団地と化学工業、製紙、印刷・染色、皮革、製薬などの産業が集積している地区で、段階的に自社用石炭ボイラーを使用停止し、天然ガスなどのクリーンエネルギーに代替するか、周辺のコージェネレーション発電所から熱供給する。

熱・ガス供給配管が及んでいないその他の地区では、電気、新エネルギーもしくはクリーンコールで代替し、高効率省エネ環境保全型ボイラーの使用を普及させる。北京市、天津市、河北省、山西省、山東省の地区級以上の都市の市街地では原則として石炭ボイラーを新設してはならない。

2、重点業種の汚染対策を加速する。北京・天津・河北および周辺地区で二酸化硫黄、窒素酸化物、ばいじん・粉じん、揮発性有機物の排出総量を大幅に削減する。

電力、鉄鋼、セメント、非鉄金属などの企業および石炭ボイラーは、汚染対策設備建設

と改造を加速し、期限内に排出基準を達成しなければならない。2015年末に北京・天津・河北および周辺地区の新設と改造の石炭燃焼発電装置の脱硫設備容量を5,970万kWにし、新設と改造の鉄鋼焼結機脱硫を1.6万㎡にする。新設石炭火力発電所の脱硝設備容量を1.1億kWにし、新設と改造の脱硝セメントクリンカ生産能力を1.1億トンにする。電力、セメント、鉄鋼などの業種で集じんアップグレード改造が完了した設備容量もしくは生産能力規模をそれぞれ2,574万kW、3,325万トン、6,358万トン以上にしなければならない。

2017年末に鉄鋼、セメント、化学工業、石油化学、非鉄金属などの業種でクリーナープロダクション審査を完了し、企業のクリーナープロダクション技術改造を推進する。

揮発性有機物汚染総合対策プロジェクトを実施する。2014年末にガソリンスタンド、石油貯蔵庫、タンクローリーは石油ガス回収対策を完了する。2015年末に石油化学企業は「リーク検査と修理」技術を全面的に推進し、有機廃ガス総合対策を完了する。2017年末に有機化学工業、医薬、表面塗装、プラスチック製品、包装印刷などの重点業種の559企業で揮発性有機物総合対策を実施する。

3、面源汚染対策を徹底する。 工事現場の飛散粉じん環境監督を強化し、グリーン施工を積極的に推進し、建設工事施工現場では完全密閉フェンスを設置しなければならない、開放型作業を厳禁し、施工現場の道路は舗装しなければならない。施工飛散粉じん汚染制御状況を建築企業信用管理システムに盛り込み、入札の重要根拠とする。

2015年末に残土輸送車両すべてに密閉措置を施し、段階的に衛星測位システムを装着する。各種貯炭場・資材置き場で密閉貯蔵を実現するか、防風・粉じん抑制設備を建設する。

都市環境管理を強化し、飲食業の汚染排出を厳格に処理し、市街地飲食業営業場所にはすべて高効率油煙浄化設備を設置し、高効率浄化型家庭用レンジフードの使用を広げる。荃蕈焼却を全面的に禁止する。

都市と周辺の緑化と防風・砂防林建設を推進し、都市市街地の緑地規模を拡大し、道路緑化、住宅地緑化、立体空間緑化を引き続き推進する。山西省、内モンゴル自治区では生態系の保護と建設を強化し、積極的に土壌浸食対策を行い、引き続き不適耕地の再森林化、再草地化を実施し、家畜を減らして負荷を減らし、草地植生を回復させ、砂漠化した土地の対策を強化しなければならない。北京・天津・河北の砂嵐発生源対策と「三北」防護林建設をさらに強化する。

(二) 都市交通管理を統一計画し、自動車汚染を防止する

4、都市交通管理を強化する。 公共交通優先戦略を実施し、歩行、自転車交通システム建設を強化し、「ノーカーデー」活動を展開し、グリーン交通外出比率を高める。2017年末に北京市、天津市の公共交通の乗り物利用外出に占める比率を60%超にする。北京・天津・河北および周辺地区の都市間総合交通体系を最適化し、区域的道路網、鉄道網建設を推進し、人の流れ、物流およびその輸送方式を合理的に調整する。北京市の環状高速道路建設を加速し、市内を通過する大型トラックを減らす。

5、都市の自動車保有量を規制する。 北京市は自動車保有量を厳しく制限しなければならない。天津、石家荘、太原、済南などの都市は自動車保有量増加速度を厳しく制限しな

ればならず、グリーン外出の奨励、使用コストの増加などの措置を採って自動車使用強度を減らす。

6、燃料油品質を高める。天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区、山東省は2013年末までに国家第四段階基準に適合する自動車用ガソリンを供給し、2014年末までに国家第四段階基準に適合する自動車用ディーゼル油を供給する。北京市、天津市、河北省の重点都市では2015年末までに国家第五段階基準に適合する自動車用ガソリン、ディーゼル油を供給し、山西省、内モンゴル自治区、山東省では2017年末までに国家第五段階基準に適合する自動車用ガソリン、ディーゼル油を供給する。

ペトロチャイナ、シノペック、CNOOCなどの石油精製企業は生産と改造計画を合理的に手配し、合格石油製品確保計画を制定し、期限内に合格石油製品を供給することを確保しなければならない。

石油製品品質の監督検査を強化し、不合格石油製品の違法な生産販売行為を厳しく取り締まり、ガソリンスタンドは基準に適合しない自動車用ガソリン、ディーゼル油を販売してはならない。

7、黄ラベル車の廃棄を加速する。2015年末に北京市は黄ラベル車をすべて廃棄し、天津市はほぼ廃棄し、河北省、山西省、内モンゴル自治区、山東省は2005年末以前に登録営業を開始した黄ラベル車を廃棄する。2017年末に北京・天津・河北および周辺地区の黄ラベル車をすべて廃棄する。

2014年末に北京市、天津市、河北省、山西省、山東省の地区級以上の都市の市街地全てで黄ラベル車走行規制を実施する。

8、自動車の環境保護管理を強化する。2015年に北京市、天津市、河北省では国家第五段階自動車排出基準を全面的に実施し、山西省、内モンゴル自治区、山東省では2017年末までに実施する。

北京、天津、石家荘、太原、済南などの都市で補助金と奨励政策を実施し、タクシーが毎年高効率排ガス浄化装置を交換するよう奨励する。

9、新エネルギー自動車を強力に普及させる。路線バス、清掃などの業種と政府機関は率先して新エネルギー自動車の使用を普及させる。北京、天津、石家荘、太原、済南などの都市で毎年新規追加もしくは更新される路線バス車両中の新エネルギーとクリーン燃料車の比率を60%前後にする。直接ナンバープレート交付、財政補助などの総合措置を通じて個人が新エネルギー車を購入することを奨励する。農村地区で積極的に電動低速自動車（三輪自動車、低速トラック）を普及させる。

（三）産業構造を調整し、区域経済配置を最適化する

10、産業と環境の市場参入条件を厳しくする。北京・天津・河北および周辺地区では鉄鋼、セメント、アルミニウム電解、板ガラス、船舶など生産設備が著しく過剰となっている業種の設備増強プロジェクトを許可しない。北京市、天津市、河北省、山東省はコークス、非鉄金属、カーバイド、フェロアロイなどの設備増強プロジェクトを今後許可せず、山西省、内モンゴル自治区（北京・天津・河北隣接地区）ではコークス、カーバイド、フェロアロイなどの設備増強プロジェクトを今後許可しない。北京市は今後労働集約型一般

製造業の設備増強プロジェクトを許可せず、既存のものは段階的に外地に移転させる。

北京、天津、石家荘、唐山、保定、廊坊、太原、済南、青島、淄博、濰坊、日照の12市で火力発電、鉄鋼、石油化学、セメント、非鉄金属、化学工業の六大業種および石炭ボイラープロジェクトを建設する場合は、大気汚染物質特別排出上限値を厳格に執行しなければならない。

11、旧式生産設備の廃棄を加速する。北京・天津・河北および周辺地区は一年前倒しで国から下達された「第12次五カ年計画」旧式生産設備廃棄任務を達成しなければならず、期限内に廃棄任務を達成できなかった地区に対しては、国が手配する投資プロジェクトを厳格に制限し、当該地区の重点業種建設プロジェクトの承認、許可、登録手続きを停止する。2015～2017年、産業発展の実情と環境質の状態を踏まえ、環境保護、エネルギー消費、安全、品質などの基準をさらに高め、取締処罰を強化し、是正整頓してもなお基準に達しない企業を年次廃棄計画に盛り込み、引き続き旧式生産設備廃棄に力を入れる。

北京市は2017年末に高汚染企業1,200社を調整退出させる。

天津市は2017年末までに管轄区域内の鉄鋼生産設備、セメント（クリンカ）生産設備、石炭火力発電設備容量をそれぞれ2,000万トン、500万トン、1,400万kW以内に抑制する。

河北省は2017年末までに鉄鋼生産設備を6,000万トン以上圧縮廃棄し、生産設備を国務院が許可した「河北省鉄鋼産業構造調整計画」で定めた目標内に抑制する。10万kW未満の非コージェネレーション石炭火力発電装置をすべて廃棄し、20万kW未満の非コージェネレーション石炭火力発電装置の廃棄を開始する。第12次五カ年計画期間にセメント（クリンカとミル）旧式生産設備6,100万トン超を廃棄し、板ガラス生産設備3,600万重量箱分を廃棄する。

山西省は2017年末に鉄鋼旧式生産設備670万トンを廃棄し、コークス生産設備1,800万トンを廃棄・圧縮する。

内モンゴル自治区は2017年末にセメント旧式生産設備459万トンを廃棄する。

山東省は2015年末に製鉄生産設備を2,111万トン廃棄し、製鋼生産設備を2,257万トン廃棄し、鉄鋼生産設備を1,000万トン超圧縮し、5,000万トン以内に抑制する。2017年末にコークス生産設備を4,000万トン以内に抑制する。

（四）石炭消費総量を抑制し、エネルギー利用のクリーン化を推進する

12、石炭消費総量規制を実行する。国の要求に従い、省エネ目標を達成する。2017年末に旧式生産設備の廃棄、規則違反生産設備の整理、省エネ排出削減の強化、天然ガスクリーンエネルギー代替実施、原子力発電の安全高効率発展、新エネルギー利用の強化などの総合措置を通じて、北京市、天津市、河北省、山東省で石炭消費総量を8,300万トン圧縮する。

その内、北京市は原炭1,300万トン純減し、天津市は1,000万トン純減し、河北省は4,000万トン純減し、山東省は2,000万トン純減する。

13、クリーンエネルギー代替を実施する。天然ガス、液化石油ガス、石炭由来天然ガス、太陽エネルギーなどクリーンエネルギーの供給と普及に力を入れ、都市のクリーンエネルギー使用率を段階的に高める。

2017年末に京津塘送電系統は風力発電などの再生可能エネルギー由来電力の電力消費総量に占める比率を15%に高め、山東送電系統は10%に高める。北京市は石炭のエネルギー消費に占める比率を10%未満に下げ、電力、天然ガスなど良質エネルギーの比率を90%超に高める。

北京市、天津市、河北省、山東省の天然ガス増加分は優先的に住民用、分散型エネルギー効率利用プロジェクト、およびボイラー、工業窯炉および自社発電所の石炭燃焼代替に用いる。

2017年末に北京市、天津市、河北省、山東省の既存石油精製企業の石炭燃焼設備はすべて天然ガスに転換するか周辺の発電所から蒸気と電気の供給を受けるようにする。

14、石炭クリーン利用を全面的に推進する。天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区、山東省はより多くの石炭を燃焼効率が高く汚染処理措置がなされた石炭火力発電所に使い、工業窯炉とボイラーではクリーンエネルギーを使うことを奨励する。

石炭品質管理を強化し、灰分16%超、硫黄分1%超の散炭販売を制限する。

農村の炊事と暖房用の石炭を減らし、ボンベ入り液化ガスと再生可能な炊事・暖房用エネルギーの供給を拡大する。農村のグリーン住宅建設を推進し、農村住宅で太陽エネルギーの利用を普及させる。2017年末に北京市、天津市、河北省で県（区）を単位とする完全密閉石炭混合センターをほぼ建設し、ほぼすべての郷鎮村をカバーするクリーンエネルギー供給ネットワークを構築し、クリーンコール使用率を90%超に上げる。

15、高汚染燃料使用禁止エリアの範囲を広げる。2013年末に北京市、天津市、河北省、山西省、山東省で「高汚染燃料使用禁止エリア」画定・調整作業を完了し、社会に公表する。各都市の使用禁止エリアの面積は市街地面積の80%より狭くはならない。使用禁止エリア内では原炭分散燃焼を禁止する。

16、高効率でクリーンな熱供給を推進する。北京・天津・河北および周辺地区で熱供給計量料金徴収を実施する。2017年末に北京・天津・河北および周辺地区の80%の改造価値のある既存建物で省エネ改造を終える。

新築建物で太陽熱温水システムの使用を普及させ、建物一体型太陽電池の応用を推進する。既存建物の「平屋根の傾斜屋根改造」の際に、同時に太陽電池と太陽熱温水器を設置するよう奨励する。

17、空間配置を最適化する。北京・天津・河北および周辺地区で主体機能区計画の要求に厳格に従い、現地の機能位置づけに適合するより高い省エネ環境要求の産業発展指導目録を制定・実施し、区域産業配置を最適化する。都市計画を科学的に制定し、厳格に実施し、資源環境条件、都市人口規模、一人当たり都市道路面積、一人当たり路線バス保有量などを都市基本計画に盛り込み、都市規制の詳細計画の緑地率などの審査を厳格にし、各種産業団地とニュータウン、新区の設立と配置を適正化し、都市計画を勝手に調整・修正することを厳禁し、大気汚染物質拡散に有利な都市と区域空間配置を形成する。

河北、山西、山東の各省は都市中心市街地にある鉄鋼、石油化学、化学工業、非鉄金属、セメント、板ガラスなど重汚染企業の移転、改造を強力に推進し、2017年末に移転、改造任務をほぼ完了しなければならない。石家荘鋼鉄、唐山豊南渤海鋼鉄集団、青島鋼鉄廠

などの企業の環境保護移転を加速する。

山西省、内モンゴル自治区は国家エネルギー基地を高いスタート地点で計画し、高基準で建設し、火力発電、風力発電などの電力を外部へ供給する送電線建設を加速しなければならない。

(五) 基礎能力を強化し、監視・早期警報と緊急対応体系を整備する

18、環境監視キャパシティービルディングを強化する。2013年末に北京市、天津市、河北省、山東省は地区級以上の都市すべてで微小粒子状物質監視能力を建設する。2015年末に北京市、天津市はそれぞれ3つの国設監視ポイントを建設し、石家荘、太原、フフホト、済南、青島などの都市でそれぞれ2つの国設監視ポイントを建設し、その他の地区級市ではそれぞれ1つの国設監視ポイントを建設し、段階的に統一的な国家大気質監視網を作り上げる。

重点汚染源オンライン監視体系建設を強化し、自動車汚染排出監視制御プラットフォームを構築する。監視キャパシティービルディングとその運営及び監督費用を各級財政予算に盛り込み確保する。

19、重汚染天気の監視・早期警報体系を構築する。環境保護機関は気象機関との協力を強化し、急いで重汚染天気の監視・早期警報体系を構築しなければならない。2013年末に、北京・天津・河北区域および北京市、天津市、河北省の省級の重汚染天気監視・早期警報システムをほぼ構築する。2014年末に、山西省、内モンゴル自治区、山東省の省級と北京・天津・河北および周辺地区の地区級以上の都市の建設任務を完了する。

20、緊急対応計画を作成させる。地方人民政府は重汚染天気緊急対応計画を制定・改善しなければならない。緊急対応組織機構およびその職責を明確にし、早期警報等級に従い相応の緊急対応措置を決定し、2013年末までに作成を完了する。緊急対応計画は環境保護部に登録し、社会に公表する。定期的に緊急対応演習を実施する。

21、区域的重汚染天気緊急対応メカニズムを構築する。重汚染天気緊急対応を各級人民政府突発事件緊急対応管理体系に盛り込み、政府最高責任者責任制を実行する。2013年末までに北京・天津・河北および周辺地区で区域・省・市連携の緊急対応体系を構築整備し、共同予防管理を実行する。

22、緊急対応措置を速やかに行う。早期警報情報公表と同時に、重汚染天気の早期警報等級に基づき、緊急対応計画を迅速に開始し、重汚染企業の操業制限・操業停止、建設現場での土方作業の停止、自動車の走行制限、小中学校の休校および実行可能な気象介入などの緊急対応措置を実施し、公衆が衛生防護を行うよう誘導する。

(六) 組織指導を強化し、監督考課を強化する

23、区域協力メカニズムを構築整備する。北京・天津・河北および周辺地区の大気汚染防止協力メカニズムを確立し、区域内各省（区、市）人民政府と国務院関係機関が参加し、区域内で顕在化した環境問題を協力して解決し、あわせて環境影響評価協議、共同取締、情報共有、早期警報・緊急対応などの大気汚染防止措置を実施させる。区域大気汚染防止作業進捗状況を通報し、段階的作業要求、作業重点、主要任務を研究決定する。

24、監督考課を強化する。国務院と北京・天津・河北および周辺地区の各省（区、市）

人民政府は大気汚染防止目標責任書に署名し、目標責任を各級人民政府と企業に分担させる。

政府考課を主とし、第三者評価も考慮する総合考課体系を構築し、考課結果の公正性と正確性を高め、業界団体、公衆、学者・専門家とコンサルタント機関の積極性を発揮させ、抜取調査、現場評価、満足度調査などの方法を使った第三者評価の実施を検討する。毎年初めに前年度の任務達成状況について考課する。考課評価結果は国務院に報告し、社会に公告する。

25、広く大衆を動員する。モデル事例宣伝、特別イベント、展覧展示、ポスト作り、合理化提案などの多種の形式を通じて、大衆が低炭素、グリーン、文明的な生活様式と消費モデルを実行し、環境保護に積極的に参加するよう動員する。企業は厳格に環境保護の法律・命令・基準を順守し、積極的に汚染を処理し、社会的責任を履行しなければならない。